

監査室に関する内規

〔 令和2年2月7日制定
令和2年4月1日施行 〕

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学事務職組織規程第10条に基づき、監査室に関する必要事項を定める。

(目 的)

第2条 監査室は、監事が実施する監査（以下「監事監査」という）及び内部監査の充実を図ることを目的とする。

(事務長等)

第3条 監査室に、「専任職員（一般職）における特任・特命役職発令に関する内規」に基づく事務長、課長、課長補佐及び主任を置くことができる。

(事務分掌)

第4条 監査室の事務分掌は、次のとおりとする。

- ① 監事監査の事務支援に関する事項
- ② 本部各部との連携による内部監査に関する事項
- ③ 監事及び会計監査人との連携に関する事項
- ④ その他、監事監査及び内部監査に関する事項

(嘱 託)

第5条 監査室に、嘱託等を置くことができる。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。